

令和2年度 第2回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日時 令和2年6月29日(月) 10:00~10:40
2. 場所 パレブラン高志会館 2階 嘉月(201号室)
3. 出席者
公益代表委員 長尾会長、高倉会長代理、小股委員、柳原委員、木元委員
労働者代表委員 中野委員、浜守委員、石垣委員、森川委員、有賀委員
使用者代表委員 矢坂委員、江下委員、八田委員、藤井委員、毛利委員
事務局 杉労働局長、小林労働基準部長、浅野賃金室長、
市六監督課長補佐、山越賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 富山県最低賃金の改正決定について(諮問)
- (2) 富山県最低賃金審議運営事項(案)について
- (3) 当面の審議日程について
- (4) 最低賃金に関する基礎調査の実施について
- (5) 第54期運営小委員会及び第54期特別小委員会の委員の推薦について
- (6) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[山越賃金室長補佐] 定刻となりましたので、今年度2回目の審議会を始めさせていただきますと思います。

本日は、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員それぞれ5名、委員15名全員の出席を賜り、定足数を満たしておりますので、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

委員の皆様におかれましては、労働者代表委員の中野委員が令和元年11月に就任されて以降、初めて委員が参集しての審議会となりますので御紹介させていただきます。

労働者代表の中野時夫委員でございます。日本労働組合総連合会富山県連合会副事務局長でいらっしゃいます。

また、事務局につきまして、この春の人事異動により顔ぶれが変わっておりますので、紹介させていただきます。

杉労働局長です。新任です。

小林労働基準部長です。新任です。

浅野賃金室長です。新任です。

私は、昨年度に引き続きお世話になります、賃金室長補佐の山越です。よろしくお願い申し上げます。

開会に当たりまして、杉労働局長から御挨拶申し上げます。

[杉労働局長] 本日は第2回の最低賃金審議会ということでございます。残念ながらコロナウイルスの関係で第1回目が書面開催ということで、委員の皆様が御参集の上での審

議会開催は、本当に有難く思っております。本日は会場が広いため、特段の感染予防対策はとっておりませんが、申し訳ございませんが御理解いただければ有難いと思っております。

委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、本審議会に御出席を賜り誠にありがとうございます。また、日頃より労働行政の各種施策に格別の御理解と御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

最低賃金につきましては、先週の報道で、今月3日、全世代型社会保障検討会議がございまして、安倍総理からの御指示があったとの報道がなされております。最低賃金につきましては、昨年閣議決定されました、全国平均1,000円を早期に目指すという方針は、堅持するところではございますけれども、その一方で新型コロナウイルス感染症による雇用経済への影響は非常に厳しい状況にあるということで、今、官民を挙げて雇用を守るということが政府での最優先課題であるといったお話でございました。

そうした中で、最低賃金におきましては、中小企業・小規模事業者におかれている厳しい状況を考慮し、検討を進めるようにといった御指示があったとのことでございます。

先週の金曜日ですが、本省のほうで、中央の最低賃金審議会の諮問がございました。その際、加藤大臣からもこういった状況を踏まえて、審議をお願いしたいといったお話があったと聞いております。本日は中央最低賃金審議会の諮問内容を踏まえまして、本審議会へ諮問させていただく予定でございます。

本審議会におきましては、現下の経済情勢、地域の実情等を踏まえつつ、毎年最低賃金の改定におきまして、慎重かつ丁寧な御審議をいただいております。この場をお借りして深く感謝申し上げます。

今年度につきましては、いろいろと非常に複雑な状況でもありますが、委員の皆様には、これまで以上にお時間を頂戴することとなりますが、ぜひ御理解をいただきまして、何とぞ御協力を賜りますようお願い申し上げます。

当局といたしましては、審議の結果につきまして最大限尊重させていただきたいと考えておりますので、公・労・使それぞれの立場から十分に御審議いただいた上で、一定の結論が導かれることを御祈念申し上げ、私からのあいさつといたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

[山越賃金室長補佐] この後につきましては、長尾会長に進行をお願いします。

[長尾会長] ただ今から、令和2年度第2回富山地方最低賃金審議会を開催します。

本日の会議につきましては「公開」としておりますので、御承知おき願います。

また、審議につきましては、富山地方最低賃金審議会運営規程に基づいて進めてまいりたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは議事に入らせていただきます。議事1「富山県最低賃金の改正決定について(諮問)」につきましては、本日、諮問がなされるとのことでございますので、事務局から願います。

[山越賃金室長補佐] それでは、富山労働局長から、富山県最低賃金の改正決定につい

て諮問させていただきたいと存じます。お手数ですが、会長及び局長は、所定の場所へ御移動をお願いします。

[杉労働局長] 富労発基 0629 第 1 号 令和 2 年 6 月 29 日

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明 殿

富山労働局長 杉良太

富山県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、富山県最低賃金（昭和 56 年富山労働基準局最低賃金公示第 3 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

（局長から会長に諮問文を手交）

（事務局は、諮問文写しを各委員及び傍聴人に配付）

[長尾会長] 諮問文につきましては、写しをお手元にお配りしておりますので、御確認させていただきたいと存じます。

諮問の趣旨について、事務局から説明してください。

[浅野賃金室長] 今ほど富山労働局長から富山県最低賃金の改正諮問をさせていただきましたが、その趣旨につきまして御説明させていただきます。

富山県最低賃金につきましては、最低賃金法第 12 条に基づき、毎年、富山地方最低賃金審議会に改正諮問を行い、その改正決定について調査・審議をお願いしているところでございます。

最近の富山県内の経済情勢につきましては、令和 2 年 4 月の富山財務事務所発表の富山県内経済情勢では「県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い動きとなっており、足下ではさらに下押しされ、厳しい状況にある」、5 月 29 日発表の富山県の経済情勢報告では「最近の本県の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、悪化しており、極めて厳しい状況にある。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくが、当面、極めて厳しい状況が続くと見込まれる。」とされております。

一方、賃金情勢につきましては、日本労働組合総連合会発表の春季生活闘争の結果は加重平均で賃上げ額 5,536 円、賃上げ率 1.90%、一般社団法人日本経済団体連合会発表の春季労使交渉の結果は加重平均で賃上げ額 4,471 円、賃上げ率 1.72%となっており、いずれも昨年度より額・率とも下回っているものの労働者の賃金実勢に変動が認められ、県内においても、同様の状況が認められるところ です。

このような点についても御配意いただきまして、本年度におきましても、富山県最低賃金の改正決定について御審議をお願いいたします。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。労働者側いかがですか。

[労働者側代表委員] ありません。

[長尾会長] 使用者側はいかがですか。

[使用者側代表委員] ありません。

[長尾会長] 特に御意見等がないようですので、当審議会におきましては、諮問に基づき、現下の最低賃金を取り巻く状況等を踏まえ、最低賃金法の趣旨に従って慎重かつ十分に調査・審議を行いたいと考えます。

諮問のありました富山県最低賃金の改正決定につきましては、今後、最低賃金法第25条第2項の規定に基づき専門部会を設置し、同専門部会において審議を進めることとなりますのでよろしくお願いいたします。

次に、議事2「富山県最低賃金審議運営事項（案）について」につきまして、事務局から説明してください。

[山越賃金室長補佐] お手元に、資料 No. 1 として、富山県最低賃金審議運営事項(案)をお配りしております。委員の皆様においては、内容を御確認いただきますようお願いいたします。

内容につきましては、例年のものと特段変わりはありません。

なお、審議運営事項(案)の記の3におきまして、「専門部会において全会一致で議決した場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする。」としておりますが、その適用に当たっては、「専門部会の決議をもって本審議会の決議とする」ことについて、あらかじめ本審議会で議決しておくことが要件となっております。以上です。

[長尾会長] ありがとうございます。今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 特に御意見等がないようですので、富山県最低賃金審議運営事項につきましては原案どおりといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、富山県最低賃金審議運営事項につきましては、原案どおりといたします。

併せて、「専門部会において全会一致で議決した場合には、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする」ことにつきましても、本審議会において議決したもの

といたしますので、御承知おきください。

次に、富山県最低賃金審議運営事項の記の2にございます「参考人からの意見聴取等」についてですが、今後、専門部会において、関係労使の参考人意見表明を行うこととなります。この場では、労使双方に、意見表明書の提出に向けて御努力をお願いしておきたいと思っております。

それでは、意見表明書の提出に関して、事務局からお願いします。

[山越賃金室長補佐] 参考人意見表明書の様式は、資料 No. 2 としてお配りしております。意見表明書につきましては、専門部会までに記載内容の確認等も必要ですので、7月15日（水）までに事務局へ提出していただきますようお願いいたします。

[長尾会長] 事務局から提出期限について要望がありましたが、これについて御意見や御質問はございますでしょうか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 特に御意見等がないようですので、事務局の要望どおり御提出をお願いいたします。

なお、当審議会では、従来から「参考人意見表明書の提出がなくても、審議しないことはしない」という取扱いをしておりますので、今年度もそのように進めたいと思っております。よろしいでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[長尾会長] 異議がないようですので、従来どおりの取扱いとさせていただきたいと思っております。

次に、議事3「当面の審議日程（案）について」につきまして、事務局から説明してください。

[浅野賃金室長] 当面の審議日程（案）につきまして、お手元に資料No.3を御準備ください。

中央では、6月26日（金）に、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に目安に係る諮問がなされ、審議スケジュールによりますと、答申は7月22日（水）と見込まれております。

一方、富山県最低賃金は例年10月1日発効となっておりますが、資料No.2裏面の「令和2年度答申日別最短効力発生予定日一覧表」のとおり、今年度につきましては、10月1日発効とするには、8月5日（水）までに答申を頂く必要があります。

このため、今年度の審議日程につきましては、今ほど申しました中賃の答申が見込まれる7月22日（水）以降におきまして、委員の皆様様の御都合等も踏まえて組ませていただいております。

資料No.3の表面に戻っていただき、具体的な審議日程を御説明いたしますと、次回は7

月 27 日(月)に第 3 回本審を開催していただき、中賃から示される目安の伝達のほか、労働経済等関係指標、最低賃金基礎調査結果等について説明させていただく予定としております。

また、同日は、本審に引き続き、第 1 回地域専門部会を開催していただき、部会長等の選出・専門部会運営規程・審議日程等に関する審議、中賃目安・労働経済指標・基礎調査結果に係る補足説明の後、お時間が許せば、労使の基本的主張及び金額等審議までお願いできればと考えております。

この後、7 月 29 日(水)に第 2 回、翌週 8 月 3 日(月)に第 3 回、8 月 4 日(火)に第 4 回と地域専門部会を開催していただき、集中的な調査審議をお願いします。8 月 5 日(水)にも予備日を設定しておりますので、審議の状況に応じ適宜御活用ください。

第 4 回本審は、日程調整等の結果、8 月 5 日(水)に設定しております。同日までに専門部会が全会一致で結審した場合は、先ほど議決いただきましたとおり、専門部会の決議が審議会の決議となり、専門部会において答申を頂くこととなりますので、本審では専門部会報告のみとなりますが、全会一致に至らなかった場合は、本審において改めて金額等審議を行っていただき、できれば同日答申を頂きたいと考えております。また、特定最賃改正の必要性の有無に係る諮問を予定しています。

また、第 4 回本審を開催予定の 8 月 5 日(水)につきましては、先ほど説明いたしました地域専門部会の予備日を設定しております。8 月 4 日(水)までに地域専門部会が結審した場合、8 月 5 日(水)は第 4 回本審と特定最低賃金改正の必要性を審議いただく特別小委員会の開催を設定させていただいておりますが、8 月 4 日(火)までに地域専門部会が結審しなかった場合は、8 月 5 日(水)は第 4 回本審及び特別小委員会開催の前に第 5 回地域専門部会を開催することとなります。

8 月 5 日(水)の日程がタイトとなっておりますので、審議の状況によっては、特別小委員会を繰り延べていただくといった対応も検討すべきと考えております。

8 月 21 日(金)の第 5 回本審は、8 月 5 日(水)までに地域最賃改正の答申があり、その内容について異議申出があった場合に、異議の取扱いについて御審議いただきます。

併せて、特定最賃改正の必要性について答申を頂き、それを受けて特定最賃の改正決定について諮問を行わせていただく予定としております。

なお、8 月 5 日(水)までに答申がない場合につきましては、異議申出期間も繰り延べられるため、異議の取扱いに係る審議日程は別途調整させていただく必要がございます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、また、大変暑い時期ではございますが、何とぞ御理解・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 特に御意見等がないようですので、地域別最低賃金の改正を中心とする当面の審議日程につきましては、原案のとおりといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[長尾会長] 異議なしとのことですので、当面の審議日程につきましては、原案のとおりといたします。委員の皆様には御協力をお願いします。

続きまして、議事4「最低賃金に関する基礎調査の実施について」につきまして、事務局から説明してください。

[浅野賃金室長] 今年度の最低賃金に関する基礎調査の実施につきまして御説明いたします。

資料No.4の「最低賃金に関する基礎調査 調査計画」を御覧ください。

本資料につきましては、昨年度までは「最低賃金に関する基礎調査 実施要領」としてお示ししておりましたが、昨年度から総務省の指摘により厚生労働本省で当該調査の実施方法等を見直し、「調査計画」としてより詳細にお示しすることとなりました。

昨年度からの主な変更点は、3の調査対象事業所数の見直し、具体的には全国レベルで約78,000事業所から約98,000事業所、富山県では約1,400事業所から約2,100事業所に増加しております。また、7の集計事項も今までの第1表、第2表だけではなく、第3表と第4表が追加になりました。

5の調査票の回収方法は回収率の向上を期待して、郵送だけではなくオンライン調査での対応も追加されました。

なお、今回の見直しに際しては、統計理論上、統計精度を維持したまま標準誤差率に収めるよう一定の整理を図っております。

1の「調査の目的」につきましては、富山地方最低賃金審議会において、最低賃金の決定及び改正に係る審議を行う際の資料とするため、低賃金労働者の賃金実態を的確に把握することを目的としております。

2の「調査対象の範囲」につきましては、「製造業及び情報通信業のうち新聞業、出版業」が常用労働者数100人未満、「卸売業、小売業からサービス業」までは30人未満としております。

3の「報告を求める個人又は法人その他の団体」につきましては、無作為に抽出した事業所を調査対象としております。

労働者の抽出は、常用労働者数が30人未満の事業所では全労働者、30人から99人の事業所では2分の1としております。

4の「報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間」につきましては、(1)ア及びイに示しております項目を調査事項としております。

また、基準となる期日は、4の(2)に示す通り令和2年6月1日現在の状況としております。

6の「報告を求める期間」につきましては、令和2年5月下旬から6月中旬までとしております。

8の「結果の公表」につきましては厚生労働省のホームページにて公表することとしています。

9の「使用する統計基準」については日本標準産業分類によることとしております。10ページの「集計区分表」を御参照願います。

その他、調査票の保存に関するなどが定められております。

説明は以上です。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 私のほうから、ホームページに公表されるのは令和2年ではいつ頃になりますか。

[浅野賃金室長] 調査計画の8番目(2)のほうに公表の期日ということで、4ヶ月後ですが、審議会においては一部公表可能となっております。次の審議会には速報値として、お知らせできるのではないかと思います。

[長尾会長] 新たに追加された第3表、第4表においても公表されることになるのでしょうか。

[浅野賃金室長] ホームページ上では同時に発表されることとなります。

[長尾会長] 速報値は出さないのでしょうか。

[浅野賃金室長] 今のところそこまで聞き及んでおりません。

[長尾会長] はい。分かりました。ありがとうございました。続きまして、議事5「第54期運営小委員会及び第54期特別小委員会の委員の推薦について」につきまして、事務局から説明してください。

[山越賃金室長補佐] 第54期富山地方最低賃金審議会において、年間の審議事項及び審議日程等を審議・調整することを目的とした「第54期運営小委員会」、及び、特定最低賃金の改正決定等の必要性の有無を審議することを目的とした「第54期特別小委員会」を設置しております。いずれの小委員会においても、運営規程により、小委員会の委員は、労働者側代表委員及び使用者側代表委員の推薦を受けて会長が指名することとなっております。両小委員会の労働者代表委員を務めておられた沢井晴夫委員の退任により、運営・特別両小委員会の労働者委員が定数3名のうち1名不在となっている状況であり、今年度の審議に向けて両小委員会いずれも新たな労働者代表委員を1名選任する必要があります。

なお、運営小委員会及び特別小委員会の運営規程は第54期スタートの昨年度の審議会本審において決定しており、本日は参考資料として、委員名簿とあわせて皆様に配布しております。

[長尾会長] ただ今の事務局の説明について、何か御意見等はございますか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 特に御意見等がないようですので、運営小委員会及び特別小委員会の労働者代表委員1名について、候補者名簿を7月15日(水)までに事務局に提出していただきますよう、お願いいたします。

推薦用紙につきましては、労働者代表の中野委員の卓上にお配りしておりますので、御確認ください。

それでは、次に進みます。

議事6「その他」ですが、何かございますか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 事務局から連絡事項等がありましたらお願いします。

[山越賃金室長補佐] 本日富山県最低賃金の改正決定について諮問させていただきましたので、当局では、法令に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴取するための公示を行います。公示期間は、本日から7月15日(水)までとしております。御承知おきください。

次に、署名の件で御報告がございます。6月26日に、富山県労働組合総連合から、「最低賃金の大幅アップで、貧困の解消・経済の好循環を」「富山県の最低賃金の大幅改善を求める要請」と題し、富山県最低賃金848円を、時間額1,500円以上に引き上げること等を求める富山労働局長及び審議会会長あての署名が2,686筆提出されております。

署名につきましては、事務局側のテーブルに置いてありますので、適宜御覧いただきたいと存じます。

次回、第3回本審は、7月27日(月)午前10時から富山労働局で開催を予定しておりますので、御出席のほどよろしく申し上げます。

[長尾会長] 当審議会に寄せられた署名につきましては、今後の審議の参考にさせていただくことにいたしたいと存じますので、よろしく申し上げます。

以上で、予定しておりました議事は全て終了いたしました。

議事録署名委員につきましては、私のほか、労使各側代表委員1名ずつの合計3名とされており、従来から、労働者側、使用者側とも輪番制とすることで御確認いただいております。

本日の会議の議事録署名委員につきましては、私のほか、
労働者代表委員からは、中野委員
使用者代表委員からは、矢坂委員
のお二人をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、中野委員及び矢坂委員には、後日、本会議の議事録に御署名いただくことになりますので、よろしくお願ひします。

これで、本日の会議を終了させていただきます。お疲れ様でした。